

## 災害時における協定の締結について

### 1 災害協定の目的

民間事業者と災害協定を締結することにより、区の災害対応力の強化を図る。

### 2 災害協定の名称

災害時におけるトイレカー及び仮設トイレ等の供給に関する協定

### 3 災害協定の内容

#### (1) 概要

災害時、安全で安心して使用できる災害時トイレの整備を図ることを目的として、トイレカー及び仮設トイレ等の供給の協力を要請するものである。

#### (2) 相手方

静岡県浜松市中央区鍛冶町 1 4 0 番地 浜松Cビル

ベクセス株式会社

代表取締役社長 横山 哲郎

※協定書案については別紙のとおり。

### 4 今後の予定

令和 8 年 7 月 協定締結

台東区（以下「甲」という。）とベクセス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時におけるトイレカー及び仮設トイレ等の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が災害時に行う、トイレカー及び仮設トイレ等の調達業務に乙が協力することに関し、必要な事項を定めることにより、安全で安心して使用できる災害時トイレの整備を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時にトイレカー及び仮設トイレ等を調達する必要があるときは、乙に対し供給の協力を要請することができる。

2 前項の要請は、口頭、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとし、事後速やかに当該要請に係る文書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び物品供給を要請する事由

（2）要請する物品の名称及びその数量

（3）物品を供給する場所及び期間

（4）その他必要な事項

（協力措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、甲に文書にて報告するものとする。

（物品種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次に掲げるものとする。

（1）トイレカー

（2）仮設トイレ

（3）トイレカー及び仮設トイレ付属品その他の用品

（引渡し、運搬及び設置、撤去）

第5条 乙が、物品を供給する場所への運搬及び設置、撤去を行うものとする。

2 乙は、物品の設置及び撤去後、口頭、電話等により、甲に報告するものとし、撤去後速やかに当該要請に係る報告書を提出するものとする。

（運搬体制の確保）

第6条 物品の運搬については、乙又は乙が指定するものが行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定するものが行うものとする。

2 甲及び乙は、物品の運搬に使用する車両について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）に係る事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。

3 甲は、物品の運搬に使用する車両が緊急通行車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が甲に供給した物品の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物品の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物品の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第8条 乙は、物品の撤去が完了したときは、物品の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例(昭和41年7月台東区条例第16号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(情報交換及び提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、担当部署及び連絡責任者を定め、連絡体制表を文書により通知するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

2 甲乙は、この協定の期間中であっても双方協議の上、この協定を改定することができる。

(要請の優先順位)

第13条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名の上、各1通を保有する。

令和8年7月 日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

(甲) 台東区

台東区長

服 部 征 夫

静岡県浜松市中央区鍛冶町140番地

浜松Cビル1103号室

(乙) ベクセス株式会社

代表取締役社長

横 山 哲 郎